

証券コード 7877
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

大阪市平野区平野北二丁目3番9号

永大化工株式会社

代表取締役社長 浦 義 則

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第70回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.eidaikako.co.jp/ir/news/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下よりご確認下さい。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「永大化工」又は「コー
ド」に当社証券コード「7877」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選
択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが出
来ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、
2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げま
す。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしてい
ただき、画面の案内にしたがって、2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに、議案に対
する賛否をご入力下さい。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送下さい。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号

J R天王寺駅東口

都シティ 大阪天王寺（旧：天王寺都ホテル）5階 高取の間

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第70期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第70期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎時節柄、株主さまにおかれましては、軽装（クールビズ）でご出席下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善が進むなか、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の高止まりや円安の長期化、人件費の高まりを受けたコストの増加や、米国による関税施策の影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループにおきまして、自動車用品関連については、自動車業界において車両の生産停止の影響により自動車の生産販売台数が一部減少し、また、得意先の在庫調整の影響が見られたことから、当社の自動車用フロアマットの売上は前期をやや下回り、自動車用品関連の売上は58億85百万円（前期比1.8%減）となりました。産業資材関連については、エアコン配管用化粧カバーは、全国的な猛暑や空調業界において省エネ製品需要の高まりによるルームエアコンの出荷増に伴い売上は好調に推移いたしました。しかしながら、マガジンスティック関連市場では、輸出向け産業機器の出荷減の影響を受けることとなり、公共事業向け下水道補修用部材は、当期末にかけて販売数の持ち直しが見られたものの、納入先での施工員の人手不足の深刻化による在庫の納期調整などから前期に比べ売上は減少しました。また、合成木材分野については、新築住宅着工戸数の減少に見られるエクステリア市場の低迷などから、主要製品のエクステリア用ウッドデッキ材は低調な売上となりました。その結果、産業資材関連の売上は29億71百万円（前期比4.0%減）となりました。

利益面においては、円安による輸入コスト増加や原材料価格の上昇、人件費の増加に伴うコスト増加などから販売価格への転嫁を進め、合成木材製品では内製化による外注費の低減や材料費の削減による原価低減を図り、利益確保に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は88億57百万円（前期比2.5%減）、営業利益は2億90百万円（前期比95.3%増）、経常利益2億81百万円（前期比17.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億85百万円（前期比3.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1億64百万円であります。

なお、これらに要した設備投資は自己資金によってまかないました。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第67期 2022年3月期	第68期 2023年3月期	第69期 2024年3月期	第70期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	8,288	8,296	9,088	8,857
経常利益(△損失) (百万円)	185	△194	240	281
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失) (百万円)	160	△238	179	185
1株当たり当期 純利益(△純損失) (円)	117.43	△178.53	135.07	141.13
総 資 産 (百万円)	9,764	9,665	9,579	9,851
純 資 産 (百万円)	6,999	6,721	6,997	7,204
1株当たり純資産額 (円)	5,156.60	5,053.06	5,260.61	5,498.73

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

[第67期] 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いているなか、ワクチン接種の普及や追加の経済政策により総じて持ち直しの動きが見られたものの、変異株による感染リスクの再拡大等、収束時期の見通しが立たない状況が続いております。自動車用品部門においては、半導体の供給不足等による自動車メーカーの新車生産の調整等、また、原材料価格の上昇および円安による輸入仕入高の上昇等の影響があり、産業資材部門においては、マガジンスティックは半導体の供給懸念があるなか旺盛な需要であり、住宅用建材向け部材および合成木材製品のデッキ材は、市場の受注増加に伴い好調に推移したことから、売上高82億88百万円(前期比7.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1億60百万円(前期比0.7%減)となりました。

[第68期] 新型コロナウイルス感染症に関連した行動制限の緩和などにより、経済活動の正常化への動きが進展した一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰や円安の常態化に伴う物価高騰、世界的なインフレ圧力の強まりによる欧米金融市場の不安定化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。自動車用品部門においては、半導体供給不足等やサプライチェーンの不安定化が徐々に解消されたことにより生産台数の回復が見られ、自動車用フロアマットの売上は増加しました。産業資材部門については、公共事業向けインフラ補修部材およびエアコン配管用化粧力バーは堅調な受注であり、合成木材は、既存製品の新色投入および新製品の販売を開始しましたが、売上は減少しました。その結果、売上高82億96百万円(前期比0.1%増)、親会社株主に帰属する当期純損失2億38百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億60百万円)となりました。

[第69期] 雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により経済活動は総じて緩やかな回復基調をたどりました一方で、物価の上昇基調、急激な円安の進行など、先行きが不透明な状況が続いております。自動車用品関連については各自動車メーカーの販売が堅調を維持しており当社の自動車用フロアマットの売上は好調に推移しました。産業資材関連については、売上は総じて低調となりました。損益面においてはグループ全社での合理化や原価低減活動の他、価格の適正化等により収益確保に取り組んだ結果、売上高は90億88百万円(前期比9.5%増)、営業利益は1億48百万円(前期は営業損失3億12百万円)、経常利益2億40百万円(前期は経常損失1億94百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億79百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失2億38百万円)となりました。

[第70期] 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
永大化工ベトナム会社	4,000千US\$	100.00%	自動車用品関連および産業資材関連
永大化工トレーディングベトナム会社	300千US\$	100.00%	自動車用品関連および産業資材関連
株式会社 K & M	99,000千円	100.00%	産業資材関連

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは創業から今日まで異型押出成形加工を中心に合成樹脂製品のメーカーとして、卓越した独自の技術を根底にその技術を時代に対応させながら、新しい分野へと応用していく研究開発活動を通し、合成樹脂メーカーとして産業資材分野および自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力し、安定的な収益確保を図ることを課題としております。

自動車用品部門では、自動車用フロアマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーのOEM純正フロアマットとして採用いただいておりますが、これらは自動車の販売動向が、当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、自動車メーカーのOEM純正品として、より高い付加価値を提供するため、製品開発力を強化することを課題とし、国内外の自動車販売台数の減少が懸念される中において、シェアの拡大および収益拡大を図ろうと考えております。

当社グループは生産拠点を国内外に有しますが、今後においては、事業継続計画の観点からも国内外への生産拠点の分散は必至であると考えられ、その対策と実施を課題といたします。また、海外での生産拠点を起点として、同国および近隣諸国への販売拡大を課題とし、体制を整え推進しております。

当社グループでは、これらの課題を克服するため、経営方針である「英知と活力を集結して事業の発展を目指し、法令順守のもと我々が誇れる会社を目指す。」の下、ビジョンとして「合成樹脂の可能性を切り拓き、新しい未来を創出しよう」を掲げ、中期的な全社実行計画を策定し、販売・生産・開発・品質・購買・財務・労務・環境・安全の9部門に重点方針を定め、全従業員参加で課題解決・目標達成に邁進しております。

持続的な事業継続の礎として、法令順守の旗のもと、リスクマネジメントの強化とコンプライアンスの徹底を図り、環境、社会に配慮した企業活動を行いたいと考えております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

自動車用品部門：各種自動車用フロアマット

産業資材部門：半導体関連部材、家電製品関連パーツ、オフィス家具関連パーツ、住宅建材、景観材、シャッター式風呂蓋、下水道補修用部材、合成木材等

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本社 大阪市平野区平野北二丁目3番9号

奈良工場 奈良県香芝市尼寺408

天理工場 奈良県天理市西長柄町688

栃木工場 栃木県鹿沼市深程990番12

② 子会社等

永大化工ベトナム会社 （ベトナム社会主義共和国）

永大化工トレーディングベトナム会社 （ベトナム社会主義共和国）

株式会社 K & M 滋賀県甲賀市甲南町柑子2002番地41

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比較増減
475名	18名減

（注）従業員数には、臨時従業員23名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	96名	4名減	44.5歳	17.2年
女性	38名	—	41.7歳	13.0年
合計または平均	134名	4名減	43.8歳	16.1年

（注）従業員数には、臨時従業員20名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	481百万円
株式会社滋賀銀行	449百万円
株式会社三菱UFJ銀行	110百万円
日本生命保険相互会社	83百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,460,000株（うち自己株式149,875株）
 (3) 当事業年度末の株主数 1,313名
 （前期末比26名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
和田正行	246千株	18.85%
永大化工共栄会	132	10.11
遠山和子	43	3.28
加貫るり子	41	3.13
大阪中小企業投資育成株式会社	39	2.99
水元公仁	38	2.95
星和電機株式会社	32	2.47
和田和子	32	2.46
日本生命保険相互会社	28	2.14
永大化工従業員持株会	24	1.90

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（149,875株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 義 則	執行役員社長 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD 永大化工トレーディングベトナム会社 Chairman of BOD
常 務 取 締 役	鈴 木 広 二	執行役員常務兼自動車用品本部長 永大化工ベトナム会社 Director
取締役監査等委員	佐 藤 吉 弘	
取締役監査等委員	藪 本 憲 靖	
取締役監査等委員	北 畠 昭 二	税理士 北畠税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役藪本憲靖、北畠昭二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、佐藤吉弘氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員北畠昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
浦 義 則	代表取締役社長 執行役員社長	代表取締役社長	2025年1月20日
鈴 木 広 二	常務取締役 執行役員常務兼 自動車用品本部長	常務取締役	2025年1月20日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員および国内子会社の取締役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、役員の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値増大に寄与する報酬体系としております。

報酬水準は、それぞれの責務の大きさを勘案した役職に応じた基準を定めております。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び退職慰労金により構成しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬は、内規に基づき、職責、社員の給与水準及び他社の水準等を総合的に勘案し、任意の諮問委員会への諮問を経て取締役会で審議の上、決定しております。

監査等委員である取締役の個人別の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額の上限額は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会において、年額110百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名です。

監査等委員である取締役の報酬総額の上限額は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会において、年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に関する委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に取締役会が有しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、代表取締役社長と監査等委員である取締役で構成する任意の諮問委員会を設置しており、任意の諮問委員会への諮問を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)	49,120	37,200	8,820	3,100	2
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23,130 (7,800)	19,800 (7,200)	1,680 (一)	1,650 (600)	3 (2)

⑤業績連動報酬等に関する事項

当社は、賞与を業績連動報酬と位置付けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与額は、企業本来の営業活動の成果を反映する連結営業利益の達成状況を業績指標に採用し、社員賞与支給額など経営環境等を総合的に勘案し算出した個別配分案を任意の諮問委員会に諮問を経て取締役会で審議の上、決定しております。

当連結会計年度の営業利益は290百万円でした。

監査等委員である取締役の個人別の支給額は、内規に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑥退職慰労金の内容

退職慰労金は、当社規程に定める基準に基づき引当金を計上、株主総会の決議を経て退任時に支給します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の支給額は、任意の諮問委員会への諮問を経て、取締役会で審議の上、決定しております。

監査等委員である取締役の個人別の支給額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動

取締役会等への出席状況および発言状況等

区 分	氏 名	出席状況および発言状況等
取締役 (監査等委員)	藪 本 憲 靖	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	北 畠 昭 二	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 当社との間には特別の利害関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会において、EY新日本有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

(4) 報酬等の額

区 分	支 給 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	27,500千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章「永大化工コンプライアンス行動基準」を2004年7月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役又は担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会（社外者を含む）を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役および執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ コンプライアンス責任者および取締役（監査等委員を含む）がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役および担当執行役員の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程（以下、文書管理規程等という。）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査等委員会の承認を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止および万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役および執行役員の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルールの方策
- ② 取締役および執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査等委員ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規程を定める。
- ⑤ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。
- ⑥ グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。
- ⑦ 当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速やかに協議、指導・助言を行う。

(6) 反社会的勢力排除を確保するための体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

(7) 監査等委員がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性ならびに監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当社は、監査等委員の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。

(8) 当社および子会社の取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制ならびに監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役（監査等委員であるものを除く）および従業員は、監査等委員に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査等委員は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
 1. 取締役会および経営会議で決議された事項
 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 毎月の経営状況として重要な事項
 4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 5. 重大な法令・定款違反
 6. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
 7. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社およびグループ各社の従業員は前項2および5に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員に直接報告することができるものとする。
- ③ 監査等委員へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長および監査部門責任者は、監査等委員の監査の環境整備等について、監査等委員との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。
- ② 当社は、監査等委員に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① リスク管理規程を制定、取締役からリスクマネジメント管理責任者を任命し、リスク管理委員会を設置しております。
- ② リスク管理委員会の下、全事業部門のリスクの抽出・評価・改善策を検討、全社的なリスク管理の推進と情報共有を図っております。
- ③ リスク管理委員会は、重要リスクを選定の上、評価・改善策の検討を進めております。
- ④ リスク管理委員会並びにコンプライアンス委員会を定期的に開催しております。
- ⑤ 社内規程に基づき、「コンプライアンスホットライン」および「迷惑行為相談窓口」の再徹底を行い、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ⑥ 子会社は、定期的に子会社管理部門および代表取締役社長に、月次決算等職務執行状況等の報告を行っております。
- ⑦ 取締役会を原則月1回以上開催し、各議案についての審議、各事業部門、子会社の月次業績報告を受ける等、取締役の情報共有を図っております。
- ⑧ 監査等委員は、取締役会等の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行い、必要に応じて当社取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人に説明を求め、取締役の職務の執行の適正性を確認しております。
- ⑨ 監査等委員は、定例の監査等委員会による監査等委員相互の情報共有の他、内部監査室および会計監査人との定期的および適宜の情報交換や当社代表取締役社長との定期的な面談を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠でありこれらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与えられる価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして産業資材分野ならびに自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力していくほか、効率化、合理化を一層進め、商品企画力を発揮し、適正な収益確保を図ります。

また、自動車用品部門では、自動車用フロアマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーの純正品として採用されておりますが、これらOEM純正フロアマットは、自動車の販売動向が当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、メーカー純正品としての高付加価値を提供するほか、軽自動車中心にデザイン性や遊び心を取り入れ、新たな購買層をターゲットとして展開しており、これらの生産については、専用の生産設備をベトナムの子会社に新設し、本格稼働しております。今後、国内の自動車販売台数の減少懸念はありますが、商品開発力を強化することにより、付加価値の高い魅力的な商品開発を行い、シェアの拡大および収益拡大を図ります。

(3) 基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものものないといえません。

そこで当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの概要は次のとおりです。

当社の議決権割合の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとします。

当該買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 基本方針の具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

③ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・ 藪本憲靖（当社社外取締役監査等委員）
- ・ 渡邊 徹（弁護士法人北浜法律事務所代表社員）
- ・ 平塚博路（公認会計士、仰星監査法人社員）

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役会の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流 動 資 産   | 5,813,964 | 流 動 負 債       | 1,482,400 |
| 現金及び預金    | 2,382,204 | 支払手形及び買掛金     | 407,051   |
| 受取手形及び売掛金 | 1,579,507 | 電子記録債務        | 218,670   |
| 商品及び製品    | 789,318   | 短期借入金         | 239,000   |
| 仕 掛 品     | 139,248   | 1年内返済予定の長期借入金 | 205,044   |
| 原材料及び貯蔵品  | 805,819   | 未払法人税等        | 47,614    |
| 未 収 入 金   | 72,494    | 賞与引当金         | 112,330   |
| そ の 他     | 45,371    | 役員賞与引当金       | 10,500    |
| 固 定 資 産   | 4,037,594 | そ の 他         | 242,188   |
| 有形固定資産    | 3,131,567 | 固 定 負 債       | 1,165,134 |
| 建物及び構築物   | 806,927   | 長期借入金         | 679,389   |
| 機械装置及び運搬具 | 422,783   | 繰延税金負債        | 57,638    |
| 工具、器具及び備品 | 55,614    | 再評価に係る繰延税金負債  | 289,614   |
| 土 地       | 1,842,844 | 役員退職慰労引当金     | 51,260    |
| 建設仮勘定     | 3,396     | 退職給付に係る負債     | 86,808    |
| 無形固定資産    | 246,446   | そ の 他         | 423       |
| 土地使用権     | 223,027   | 負 債 合 計       | 2,647,534 |
| そ の 他     | 23,418    | 純 資 産 の 部     |           |
| 投資その他の資産  | 659,580   | 株 主 資 本       | 6,192,928 |
| 投資有価証券    | 234,512   | 資 本 金         | 1,241,700 |
| 繰延税金資産    | 20,073    | 資 本 剰 余 金     | 1,271,253 |
| 退職給付に係る資産 | 177,154   | 利 益 剰 余 金     | 3,911,855 |
| そ の 他     | 227,839   | 自 己 株 式       | △231,880  |
| 資 産 合 計   | 9,851,558 | その他の包括利益累計額   | 1,011,095 |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 40,876    |
|           |           | 土地再評価差額金      | 467,496   |
|           |           | 為替換算調整勘定      | 399,193   |
|           |           | 退職給付に係る調整累計額  | 103,529   |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 7,204,023 |
|           |           | 負債及び純資産合計     | 9,851,558 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           |   |  |  |  |  | 金 額    |           |
|-------------------------------|---|--|--|--|--|--------|-----------|
| 売 上 高                         | 価 |  |  |  |  |        | 8,857,662 |
| 売 上 原 価                       |   |  |  |  |  |        | 6,933,627 |
| 売 上 総 利 益                     |   |  |  |  |  |        | 1,924,034 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |   |  |  |  |  |        | 1,633,255 |
| 営 業 利 益                       |   |  |  |  |  |        | 290,779   |
| 営 業 外 収 益                     |   |  |  |  |  |        |           |
| 受 取 利 息                       |   |  |  |  |  | 319    |           |
| 受 取 配 当 金                     |   |  |  |  |  | 3,682  |           |
| 受 取 賃 貸 料                     |   |  |  |  |  | 4,963  |           |
| 受 取 補 償 金                     |   |  |  |  |  | 4,569  |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 |   |  |  |  |  | 7,555  |           |
| そ の 他                         |   |  |  |  |  | 15,245 | 36,336    |
| 営 業 外 費 用                     |   |  |  |  |  |        |           |
| 支 払 利 息                       |   |  |  |  |  | 8,148  |           |
| 電 子 記 録 債 権 売 却 損             |   |  |  |  |  | 622    |           |
| 為 替 差 損                       |   |  |  |  |  | 34,183 |           |
| そ の 他                         |   |  |  |  |  | 2,204  | 45,159    |
| 経 常 利 益                       |   |  |  |  |  |        | 281,955   |
| 特 別 利 益                       |   |  |  |  |  |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 |   |  |  |  |  | 883    | 883       |
| 特 別 損 失                       |   |  |  |  |  |        |           |
| 固 定 資 産 処 分 損                 |   |  |  |  |  | 10,502 | 10,502    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |   |  |  |  |  |        | 272,337   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |   |  |  |  |  | 45,867 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |   |  |  |  |  | 41,236 | 87,104    |
| 当 期 純 利 益                     |   |  |  |  |  |        | 185,232   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |   |  |  |  |  |        | 185,232   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項 目                           | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 2024年4月1日残高                   | 1,241,700 | 1,271,253 | 3,793,129 | △201,480 | 6,104,601 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △66,506   |          | △66,506   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |           |           | 185,232   |          | 185,232   |
| 自己株式の取得                       |           |           |           | △30,400  | △30,400   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |           |           |           |          |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | —         | 118,726   | △30,400  | 88,326    |
| 2025年3月31日残高                  | 1,241,700 | 1,271,253 | 3,911,855 | △231,880 | 6,192,928 |

(単位：千円)

| 項 目                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                    |                  |                   | 純資産合計     |
|-------------------------------|-----------------------|--------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2024年4月1日残高                   | 43,892                | 476,930      | 279,236            | 92,607           | 892,666           | 6,997,268 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |              |                    |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |              |                    |                  |                   | △66,506   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益           |                       |              |                    |                  |                   | 185,232   |
| 自己株式の取得                       |                       |              |                    |                  |                   | △30,400   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | △3,016                | △9,434       | 119,957            | 10,921           | 118,428           | 118,428   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △3,016                | △9,434       | 119,957            | 10,921           | 118,428           | 206,755   |
| 2025年3月31日残高                  | 40,876                | 467,496      | 399,193            | 103,529          | 1,011,095         | 7,204,023 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### [連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

永大化工ベトナム会社 (ベトナム)

永大化工トレーディングベトナム会社 (ベトナム)

株式会社K & M

##### (2) 非連結子会社名

天台永代貿易有限公司 (中国)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社については、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法



### ③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品につき、当社は主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は主として移動平均法に基づく低価法および総平均法による原価法を各々採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

### ① 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～8年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおいては自動車用品及び産業資材の製造、販売を主な事業としております。

これらの商品および製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客に商品及び製品を販売する取引のうち、出荷から顧客の検収までの期間が通常の期間であるものについては、工場からの出荷時点において収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘ ッ ジ 対 象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

ハ. ヘ ッ ジ 方 針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

ホ. リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

③ 退職給付に関する会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

**【会計方針の変更にに関する注記】**

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び2022年改正適用指針第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

**【重要な会計上の見積りにに関する注記】****1. 固定資産の減損****(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額**

産業資材セグメントの資産グループの一部（帳簿価額592,233千円）について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

**(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報****① 算出方法**

当社グループは、当社については基本的に事業部門別に資産のグルーピングを行い、子会社については拠点別に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候があると判断した際は、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。その際の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定いたします。

**② 主要な仮定**

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる主要な仮定は、販売数量の予測および売上高総利益率であります。販売数量の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

**③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響**

当該見積りは当社が財務諸表作成時点で入手しうる情報により実施しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動によって当社予測と異なる状況が生じる場合には、減損損失が発生する可能性があります。

**[連結貸借対照表に関する注記]**

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 710,611千円   |
| 土 地     | 1,831,189千円 |
| 計       | 2,541,801千円 |

(2) 担保資産に対応する債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 239,000千円   |
| 長期借入金 | 769,924千円   |
| 計     | 1,008,924千円 |

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 輸入に係る関税および消費税等の延納に関する保証 | 33,099千円 |
|-------------------------|----------|

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,384,423千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 手形遡求債務等

電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高

|           |          |
|-----------|----------|
| 電子記録債権割引高 | 68,294千円 |
| 電子記録債権譲渡高 | 24,809千円 |

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との 差額 △675,193千円

差額

**[連結損益計算書に関する注記]**

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売 上 原 価

△11,606千円

**[連結株主資本等変動計算書に関する注記]**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普 通 株 式

1,460,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 66,506千円 | 50円00銭   | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 78,607千円 | 60円00銭   | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(注) 1株当たり配当額60円00銭には第70期記念配当10円00銭が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金および余剰資金の範囲内で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建取引金額の範囲内で為替相場の変動によるリスクを軽減する目的のために先物為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて適宜把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金および長期借入金（原則として5年以内）は主に営業取引に係る資金調達であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-----------|------------|---------|--------|
| 投資有価証券    |            |         |        |
| 其他有価証券    | 234,512    | 234,512 | —      |
| 資産計       | 234,512    | 234,512 | —      |
| 長期借入金（※1） | 884,433    | 880,796 | △3,636 |
| 負債計       | 884,433    | 880,796 | △3,636 |

（※1） 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

（注） 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 110,362 | —    | —    | 110,362 |
| 社債      | 99,373  | —    | —    | 99,373  |
| その他     | 24,777  | —    | —    | 24,777  |
| 資産計     | 234,512 | —    | —    | 234,512 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —    | 880,796 | —    | 880,796 |
| 負債計   | —    | 880,796 | —    | 880,796 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式および社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**[収益認識に関する注記]**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                | 報告セグメント   |           |           |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
|                | 自動車用品関連   | 産業資材関連    | 計         |
| 自動車用フロアマット     | 5,337,998 | —         | 5,337,998 |
| 自動車用その他アクセサリ用品 | 547,951   | —         | 547,951   |
| 産業用部材          | —         | 1,904,446 | 1,904,446 |
| 合成木材製品         | —         | 1,067,267 | 1,067,267 |
| 顧客との契約から生じる収益  | 5,885,949 | 2,971,713 | 8,857,662 |
| 外部顧客への売上高      | 5,885,949 | 2,971,713 | 8,857,662 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**[1株当たり情報に関する注記]**

1株当たり純資産額

5,498円73銭

1株当たり当期純利益

141円13銭

**[重要な後発事象]**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部          |                  |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,916,862</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>1,483,562</b> |
| 現金及び預金             | 1,876,983        | 支払手形             | 12,216           |
| 受取手形               | 29,521           | 電子記録債権           | 218,670          |
| 電子記録債権             | 126,372          | 買掛金              | 568,722          |
| 売掛金                | 1,207,563        | 短期借入金            | 239,000          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金  | 21,864           | 1年内返済予定の長期借入金    | 123,420          |
| 商品及び製品             | 902,005          | 未払金              | 88,457           |
| 仕掛品                | 20,262           | 未払費用             | 58,917           |
| 原材料及び貯蔵品           | 128,509          | 未払法人税等           | 39,987           |
| 前払費用               | 4,680            | 未払消費税等           | 23,429           |
| 未収入金               | 571,234          | 前受収益             | 928              |
| その他                | 27,863           | 預り金              | 5,483            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,591,832</b> | 賞与引当金            | 93,828           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>2,109,011</b> | 役員賞与引当金          | 10,500           |
| 建物                 | 400,747          | <b>固 定 負 債</b>   | <b>648,203</b>   |
| 構築物                | 3,011            | 長期借入金            | 307,329          |
| 機械及び装置             | 140,975          | 再評価に係る繰延税金負債     | 289,614          |
| 車輛及び運搬具            | 1,980            | 役員退職慰労引当金        | 51,260           |
| 工具、器具及び備品          | 14,089           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>2,131,766</b> |
| 土地                 | 1,544,809        | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
| 建設仮勘定              | 3,396            | <b>株 主 資 本</b>   | <b>5,867,433</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>15,044</b>    | 資本金              | 1,241,700        |
| ソフトウェア             | 14,625           | 資本剰余金            | 1,271,253        |
| 電話加入権              | 418              | 資本準備金            | 1,203,754        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,467,776</b> | その他資本剰余金         | 67,499           |
| 投資有価証券             | 234,512          | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>3,586,360</b> |
| 関係会社株式             | 287,196          | 利益準備金            | 167,250          |
| 関係会社出資金            | 514,600          | その他利益剰余金         | 3,419,110        |
| 関係会社長期貸付金          | 165,586          | 固定資産圧縮積立金        | 20,861           |
| 長期前払費用             | 2,471            | 別途積立金            | 2,300,000        |
| 前払年金費用             | 26,325           | 繰越利益剰余金          | 1,098,249        |
| 繰延税金資産             | 23,266           | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△231,880</b>  |
| その他                | 213,816          | 評価・換算差額等         | 509,494          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,508,694</b> | その他有価証券評価差額金     | 40,876           |
|                    |                  | 土地再評価差額金         | 468,618          |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>6,376,928</b> |
|                    |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>8,508,694</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 7,705,195 |
| 売上原価         |        | 6,170,646 |
| 売上総利益        |        | 1,534,549 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,311,575 |
| 営業利益         |        | 222,974   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 1,650  |           |
| 受取配当金        | 3,682  |           |
| 受取貸料         | 4,963  |           |
| 受取補償金        | 4,569  |           |
| 技術指導料        | 3,580  |           |
| 保険解約返戻金      | 3,300  |           |
| その他          | 6,108  | 27,854    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 4,718  |           |
| 為替差損         | 40,951 |           |
| その他          | 1,917  | 47,587    |
| 経常利益         |        | 203,241   |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産処分損      | 0      | 0         |
| 税引前当期純利益     |        | 203,241   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 39,544 |           |
| 法人税等調整額      | 37,777 | 77,322    |
| 当期純利益        |        | 125,919   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 項 目                         | 株 主 資 本   |           |          |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           |
|                             |           | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   |
| 2024年4月1日残高                 | 1,241,700 | 1,203,754 | 67,499   | 1,271,253 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |          |           |
| 剰余金の配当                      |           |           |          |           |
| 当期純利益                       |           |           |          |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           |           |          |           |
| 自己株式の取得                     |           |           |          |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |           |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | —        | —         |
| 2025年3月31日残高                | 1,241,700 | 1,203,754 | 67,499   | 1,271,253 |

(単位：千円)

| 項 目                         | 株 主 資 本   |               |           |             |             |          |            |
|-----------------------------|-----------|---------------|-----------|-------------|-------------|----------|------------|
|                             | 利 益 剰 余 金 |               |           |             |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                             | 利益準備金     | その他利益剰余金      |           |             | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
|                             |           | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |          |            |
| 2024年4月1日残高                 | 167,250   | 22,176        | 2,300,000 | 1,037,521   | 3,526,947   | △201,480 | 5,838,420  |
| 事業年度中の変動額                   |           |               |           |             |             |          |            |
| 剰余金の配当                      |           |               |           | △66,506     | △66,506     |          | △66,506    |
| 当期純利益                       |           |               |           | 125,919     | 125,919     |          | 125,919    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           | △1,315        |           | 1,315       | —           |          | —          |
| 自己株式の取得                     |           |               |           |             |             | △30,400  | △30,400    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |           |               |           |             |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | △1,315        | —         | 60,728      | 59,412      | △30,400  | 29,012     |
| 2025年3月31日残高                | 167,250   | 20,861        | 2,300,000 | 1,098,249   | 3,586,360   | △231,880 | 5,867,433  |

(単位：千円)

| 項 目                         | 評価・換算差額等         |          |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2024年4月1日残高                 | 43,892           | 476,930  | 520,822        | 6,359,243 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |          |                |           |
| 剰余金の配当                      |                  |          |                | △66,506   |
| 当期純利益                       |                  |          |                | 125,919   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |                  |          |                | —         |
| 自己株式の取得                     |                  |          |                | △30,400   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | △3,016           | △8,311   | △11,327        | △11,327   |
| 事業年度中の変動額合計                 | △3,016           | △8,311   | △11,327        | 17,685    |
| 2025年3月31日残高                | 40,876           | 468,618  | 509,494        | 6,376,928 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有 価 証 券

###### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) 棚 卸 資 産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 7～50年

機械及び装置 2～8年

車輛及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車用品及び産業資材の製造、販売を主な事業としております。

これらの商品および製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客に商品及び製品を販売する取引のうち、出荷から顧客の検収までの期間が通常の期間であるものについては、工場からの出荷時点において収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

⑤ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。



**[会計方針の変更に関する注記]**

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

**[重要な会計上の見積りに関する注記]**

## 1. 固定資産の減損

## (1) 当年度の計算書類に計上した金額

産業資材セグメントの資産グループの一部（帳簿価額592,233千円）について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

## (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# [貸借対照表に関する注記]

|                                                                                                                                                                                    |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 担保資産                                                                                                                                                                            |             |
| (1) 担保に供している資産                                                                                                                                                                     |             |
| 建    物                                                                                                                                                                             | 392,960千円   |
| 土    地                                                                                                                                                                             | 1,533,153千円 |
| 計                                                                                                                                                                                  | 1,926,114千円 |
| (2) 担保資産に対応する債務                                                                                                                                                                    |             |
| 短 期 借 入 金                                                                                                                                                                          | 239,000千円   |
| 長 期 借 入 金                                                                                                                                                                          | 320,740千円   |
| 計                                                                                                                                                                                  | 559,740千円   |
| 上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。                                                                                                                                            |             |
| 輸入に係る関税および消費税等の延納に関する保証                                                                                                                                                            | 33,099千円    |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                                                                                                  | 3,303,528千円 |
| 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。                                                                                                                                                     |             |
| 3. 関係会社に対する金銭債権                                                                                                                                                                    |             |
| 短期金銭債権                                                                                                                                                                             | 499,371千円   |
| 4. 関係会社に対する金銭債務                                                                                                                                                                    |             |
| 短期金銭債務                                                                                                                                                                             | 220,651千円   |
| 5. 土地の再評価                                                                                                                                                                          |             |
| 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 |             |
| ・再評価の方法                                                                                                                                                                            |             |
| 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。                                                                                               |             |
| 再評価を行った年月日                                                                                                                                                                         | 2002年3月31日  |
| 再評価を行った土地の                                                                                                                                                                         |             |
| 期末における時価と                                                                                                                                                                          |             |
| 再評価後の帳簿価額との                                                                                                                                                                        | △675,193千円  |
| 差額                                                                                                                                                                                 |             |

# [損益計算書に関する注記]

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 関係会社との営業取引                      |             |
| 売    上    高                        | 4,988千円     |
| 仕    入    高                        | 2,691,007千円 |
| そ    の    他                        | 1,001千円     |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引高                | 6,237千円     |
| 3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 |             |
| 売    上    原    価                   | △11,606千円   |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類および株式数  
普 通 株 式

149,875株

[税効果会計に関する注記]

- 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因  
繰延税金資産の発生 の主な原因は、繰越欠損金、賞与引当金の否認、役員退職慰労引当金の否認、減損損失の否認等であり、評価性引当額を控除しております。  
繰延税金負債の発生 の主な原因は、固定資産圧縮積立金等であります。
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)の金額は886千円減少し、再評価にかかる繰延税金負債が8,311千円増加し、その他有価証券評価差額金が196千円減少し、固定資産圧縮積立金が273千円減少し、土地再評価差額金が8,311千円減少し、法人税等調整額が415千円増加しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

| 属性  | 会社等の名称         | 議決権等の<br>(被所有)所有割合(%) | 関連当事者<br>との関係                       | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|-----------------------|-------------------------------------|-----------------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | 永大化工<br>ベトナム会社 | 所有<br>直接 100.00       | 役員の兼任<br>当社製品の販<br>売および原材<br>料の有償支給 | 原材料有償支給<br>(注)1 | 2,691,007    | 未収入金        | 496,412      |
|     |                |                       |                                     |                 |              | 買掛金         | 220,651      |
|     | 株式会社K&M        | 所有<br>直接 100.00       | 資金の貸付                               | 資金の回収           | 21,864       | 関係会社<br>貸付金 | 187,450      |
|     |                |                       |                                     | 受取利息<br>(注)2    | 1,398        |             |              |

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方法  
永大化工ベトナム会社との取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
2. 利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額  
1株当たり当期純利益

4,867円42銭  
95円94銭

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

永大化工株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大化工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

永大化工株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大化工株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果の報告につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

永大化工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 吉弘 ㊞

監査等委員 數本 憲靖 ㊞

監査等委員 北畠 昭二 ㊞

(注) 監査等委員數本憲靖及び北畠昭二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、安定的な配当の継続ならびに適正な利益を還元することを基本方針としております。

また、当社は2025年3月31日をもちまして、第70期を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第70期の期末配当につきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、上記方針に基づく普通配当と第70期記念配当をあわせて実施することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 60円00銭（普通配当50円00銭、第70期記念配当10円00銭）

総額 78,607,500円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、手続きの合理性及び透明性を確保するために、任意の諮問委員会における審議を経て取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                     | うらよし のり<br>浦義則<br>(1964年4月24日生) | 1990年7月 当社入社<br>2007年4月 当社管理本部経理部次長<br>2009年7月 当社管理本部経理部長<br>2012年4月 当社管理本部副本部長<br>2013年4月 当社管理本部長<br>2013年6月 当社取締役管理本部長<br>2014年6月 当社常務取締役財務・経理部門統括兼<br>IR担当<br>2016年6月 当社専務取締役財務・経理・IR統括<br>2019年4月 当社代表取締役専務<br>2019年6月 当社代表取締役社長<br>2025年1月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD<br>永大化工トレーディングベトナム会社 Chairman of BOD | 6,800株         |
| 【選任理由】<br>浦義則氏は、財務・経理部門全般に関する豊富な経験・知識・見識を有しております。また、2019年6月より当社代表取締役社長を務めるなど、経営全般に関する経験・実績・見識を活かし、引き続き、当社グループの経営を牽引し、長期的な企業価値向上および成長戦略の推進に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者<br>番 号 | ふ<br>氏<br>(生             | り<br>年 | が<br>月 | な<br>日) | 略歴、当社における地位、担当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------|--------|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | すず<br>鈴<br>(1969年7月31日生) | き      | こう     | じ<br>広二 | 1992年 4 月 当社入社<br>2009年 7 月 当社奈良事業本部営業部次長<br>2011年 4 月 当社奈良事業本部営業部長<br>2015年 6 月 当社奈良事業本部営業部長兼<br>栃木事業本部営業部長<br>2016年 6 月 当社取締役自動車用品営業部門統括兼<br>奈良事業本部長<br>2019年 6 月 当社常務取締役<br>2025年 1 月 当社常務取締役執行役員常務兼<br>自動車用品本部長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>永大化工ベトナム会社 Director | 4,600株            |
|            |                          |        |        |         | 【選任理由】<br>鈴木広二氏は、営業分野で豊富な経験を有しており、当社グループの幅広い見識を活かし、引き続き<br>当社グループの業績拡大に資することが期待されるため、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                               |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                                                                                                                                        | 略 歴、当社における地位、担当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | さ と う よ し ひろ<br>佐 藤 吉 弘<br>(1954年2月5日生)                                                                                                                       | 1977年4月 株式会社大阪銀行（現 株式会社関西<br>みらい銀行）入行<br>2005年6月 当社出向総務部次長<br>2009年7月 当社内部監査室長<br>2013年4月 当社入社内部監査室長<br>2013年6月 当社常勤監査役<br>2019年6月 当社取締役(監査等委員)（現任）                                                        | 6,300株            |
|            | 【選任理由】<br>佐藤吉弘氏は、金融機関における豊富な実務経験と専門知識ならびに当社事業における豊富な経験と知識を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。                                 |                                                                                                                                                                                                            |                   |
| 2          | やぶ もと のり やす<br>藪 本 憲 靖<br>(1947年2月25日生)                                                                                                                       | 1970年4月 近畿コカ・コーラボトリング(株)入社<br>2004年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)<br>取締役営業部長<br>2006年3月 三笠コカ・コーラボトリング(株)<br>代表取締役専務執行役員<br>三笠ビバレッジサービス(株)<br>代表取締役社長<br>2008年2月 同社退社<br>2014年6月 当社社外取締役<br>2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)（現任） | 200株              |
|            | 【選任理由及び期待される役割】<br>藪本憲靖氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、その知識と経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日) 名                                                                                                                                               | 略 歴、当社における地位、担当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | きた ばたけ しょう じ<br>北 畠 昭 二<br>(1947年2月14日生)                                                                                                                               | 1969年4月 大阪国税局入局<br>2006年8月 北畠税理士事務所開設（現任）<br>2013年6月 当社補欠監査役<br>2014年6月 当社社外監査役<br>2018年6月 芦森工業株式会社社外監査役<br>2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>税理士 北畠税理士事務所所長 | 一株                |
|            | <b>【選任理由及び期待される役割】</b><br>北畠昭二氏は、税理士として培われた専門的な知識と経験を有しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、その知識と経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は社外取締役の候補者であります。
3. 藪本憲靖氏、北畠昭二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、藪本憲靖氏は11年（監査等委員である取締役に就任してからは6年）、北畠昭二氏は6年となります。
4. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
6. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
9. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 藪本憲靖氏および北畠昭二氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、当社における地位<br>および重要な兼職の状況                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| かしもとまさずみ<br>榎本正澄<br>(1952年1月18日生)                                                                                                                                                                                                                | 1970年 4 月 大阪国税局入局<br>2012年 8 月 税理士登録<br>2012年 8 月 榎本正澄税理士事務所開設（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>税理士 榎本正澄税理士事務所所長 | 一株             |
| 【選任理由及び期待される役割】<br>榎本正澄氏は、税理士として培われた専門的な知識と経験を有しており、同氏が補欠の監査等委員である社外取締役役に就任した際には、その知識と経験に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏は、会社経営に関与したことはございませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。 |                                                                                                          |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者榎本正澄氏は、社外取締役の候補者であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。
3. 榎本正澄氏は当社または当社子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
4. 榎本正澄氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
5. 榎本正澄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
6. 榎本正澄氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
7. 榎本正澄氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 榎本正澄氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が社外取締役として就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社では、当社の企業価値を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益および当社の企業価値を毀損する態様での当社株式の大量買付行為を未然に防止するために、2016年4月8日開催の取締役会において当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を導入することを決議し、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。その後は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会、2022年6月29日開催の第67回定時株主総会において、その一部を変更・修正の上、継続することについて株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランは、第70回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、その有効期間が満了となります。

当社では、現プラン導入後も引き続き買収への対応方針をめぐる諸々の動向や様々な議論を踏まえ、その取り扱いを検討してまいりましたが、2025年5月15日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に現プランの一部を改定し、「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」（以下、更新後の現プランを「本プラン」といいます。）として現プランを継続することについて、本定時株主総会の議案としてお諮りすることを、社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により決議しました。

つきましては、本プランの趣旨にご賛同いただき、本プランとして現プランを継続することについてご承認いただきたく存じます。

## 1. 当社を取り巻く経営環境と企業価値向上に向けた取組み

### （1）当社の事業内容とその強み

当社は、昭和24年にビニール押出加工業としての創業を経た後、昭和31年11月、「永久に大きくなるう」との思いを社名に設立されて以来、プラスチック製品の異型押出成形加工の専門メーカーとしてプラスチック関連一筋に事業を展開しております。

昭和33年に、工業用異型パッキングのプラスチック製品化に成功し、冷蔵庫用ドアのパッキングとして採用されたのを皮切りに、折からの家電ブームに乗り家電大手メーカーとの取引が順調に拡大しました。その後、オフィス家具製品や住宅建材および家庭日用品等のプラスチック製品部材に対応するため硬質押出分野に進出し、プラスチック製品の異型押出成形加工の総合メーカーとしての地位を確立しました。これらの産業資材部門において、現在では、プラスチックに関する異型押出成形の技術を活かして、高精度・高品質が求められるICコンテナ・ICトレイなどの半導体関連部材のほか、超精度の成型技術による端子台カバーや透明性を実現したLED照明カバーなどの工業用部品の製造販売も手掛けています。

また、昭和50年には、現在の主力製品である自動車用フロアマットの生産に進出し、樹脂に絨毯を張り合わせるにより、従来のゴム製フロアマットでは味わえなかった室内感覚を車内に持ち込み、自動車と生活をより密接に結び付けることをキャッチフレーズとして売り出しました。今日では、この樹脂に絨毯を張り合わせたフロアマットが自動車用フロアマットの代名詞となり、自動車社会に深く浸透していますが、当社は、国内すべての自動車メーカーと一部の欧州自動車メーカーのOEM純正フロアマットを手掛けており、業界では国内販売第1位のシェアを有しています。

異型押出成形加工の専門メーカーである当社は、技術開発面における最重要事項として、原料配合技術研究に重きを置いてまいりました。安定した生産には、原料配合技術が不可欠であり、永年の技術面の蓄積・経験は、産業資材部門における多種多様な部材の製造についての、当社の企業価値の源泉となります。加えて、自動車用品部門においては、多種多様に進化していく自動車の設計に対応するべく、取引先との密接な情報交換を通じて、必要な構造、性能、安全性などを備えた商品コンセプトを策定の上、開発・設計から試作品、そして完成品に至るまでのすべてを内製化し、海外子会社を含めた確固たる生産体制を構築しています。これらの取り組みにより産業資材部門、自動車用品部門のいずれにおいても、QCDD S（品質、コスト、納期、開発、セーフティー）のすべての面で、取引先からの信頼を得ていることが、当社の大きな強みです。

なお、当社では国内外に生産拠点を有しておりますが、平成7年に設立したベトナムの子会社では、技術と経験が豊富に備蓄された生産設備を導入し、量産のための生産体制を整えたことにより、当社の主力生産拠点として大きな戦力となっています。

## （２）当社を取り巻く経営環境と今後の取り組み

当社グループを取り巻く経営環境、企業間競争は激化し、厳しい状況が続いています。このような状況のもと当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与える価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして産業資材分野ならびに自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力しております。また、生産体制の効率化、合理化を一層進め、商品企画力を発揮し、安定的な収益確保を図ってまいります。

また、自動車用品部門では、自動車用フロアマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーのOEM純正フロアマットとして採用されておりますが、これらは自動車の販売動向が当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、自動車メーカーのOEM純正品として、より付加価値を提供するべく、軽自動車中心にデザイン性や遊び心を取り入れ、新たな購買層をターゲットとして展開しており、さらには、国内外で関心が高まっているカーボンニュートラル社会実現への貢献を目指して各企業での取り組みが加速しております。こうした背景を踏まえこれまで培った技術とノウハウを最大限に活かした、サステナブルな商材である「モノマテリアル・フロアマット」を開発いたしました。今後、国内の自動車販売台数の減少懸念はありますが、商品開発力を強化することにより、付加価値の高い魅力的な商品開発を行い、シェアの拡大および収益拡大を図ってまいります。

以上の当社グループを取り巻く経営環境、社会状況等を踏まえ、当社グループでは、経営方針である「英知と活力を結集して事業の発展を目指し、法令順守のもと我々が訪れる会社を目指す。」の下、ビジョンとして「合成樹脂の可能性を切り開き、新しい未来を創出しよう」を掲げ、中長期的な全社実行計画を

策定し、販売・生産・技術開発・品質・購買・財務・人材育成・環境・安全の9部門に重点方針を定め、全従業員参加で課題解決・目標達成に邁進しております。

### (3) 株主に対する利益の還元について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と認識し、利益配分につきましては、積極的な事業展開および財務体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、株主資本の充実と同利益の向上に努め、株主の皆様に対して安定的な配当の継続ならびに適正な利益を還元することを基本方針としております。

内部留保につきましては、長期展望に立った新規商品の開発活動および経営体質の強化・効率化等、さらなる経営革新のために効率的な投資を行ってまいりたいと考えております。

## 2. 本プラン導入の目的および必要性等

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年に亘り培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

### (2) 本プランの必要性

以上のように、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為等や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為等は、それが成就すれば、当社の事業および経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであるところ、大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案等がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールにしたがって、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があると認識しております。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社および株主共同の利益のため、2016年4月8日開催の取締役会において、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして現プランを導入することとし、2016年度の第61回定時株主総会で株主の皆様現プランの導入につきご承認をいただきました（ご参考のために本プランについてのフローチャートを66頁に記載しております）。

### **（３）本プランの継続の必要性**

現プランは、本定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了となります。

当社では、これまで、買収への対応方針に係る法令、裁判例、実務での運用実態および企業社会の状況を踏まえつつ、長期的に、当社グループの企業価値（お客様、お取引先、従業員、地域社会等の各利益を含みます。）を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益を確保するという観点から、その継続の是非および内容変更の要否について検討してまいりましたが、現プランの導入後も、当社を取り巻く経営環境、当社における企業価値向上に向けた取組みや、当社において現プランを必要とする事情等については、基本的部分においては変化がないと判断されました。他方、近年の企業買収事案の動向を踏まえ、従来のプラン内容を一部改訂し、「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」として2025年度の第70回定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、本プランを継続することが必要であるものと判断したものです。

なお、本日現在、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はありません。また、2025年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「大株主の状況」に記載のとおりです。

## **3. 本プランの内容**

### **（１）本プランの適用対象**

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、①特定株主グループ(注１)の議決権割合(注２)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注３)の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれら



の者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。また、本プランは、本プランが本定時株主総会において承認可決されるまでの期間に買付等を行うことにより、株券等の議決権に占める議決権割合が上記①の割合以上となっている特定株主グループもその適用対象に含め、これらの者も「大規模買付者」にあたるものとし、かかる場合、新たな買付等を行うことが「大規模買付行為等」にあたるものとします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、

(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者

が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## **（２）大規模買付者に対する意向表明書の要求**

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨を含む以下の内容を日本語で明示した意向表明書をご提出いただくこととしします。

- ① 大規模買付者の氏名または名称及び住所または所在地
- ② 大規模買付者の設立準拠法
- ③ 大規模買付者の代表者の役職及び氏名
- ④ 大規模買付者の国内連絡先
- ⑤ 大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
- ⑥ 大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
- ⑦ 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- ⑧ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注6)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)
- ⑨ 本プランに従う旨の誓約

注6：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

## **（３）大規模買付者に対する情報提供の要求**

上記の意向表明書を受領した後から起算して10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付しますので、大規模買付者は、当該リストに記載された情報を提供していただくこととしします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為等の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者の概要（名称、事業内容、国内連絡先、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事

業についての経験等に関する情報を含みます。また、特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、主たる職歴、年齢及び国籍を含みます。)

- ② 大規模買付行為等の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- ⑥ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関し、大規模買付行為等完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記（４）に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為等の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

#### （４）取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為等の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

ただし、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により、30日間（初日不算入）を上限として、取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会



の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

#### **(5) 独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言**

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会（その概要につきましては別紙2を、独立委員会の委員の氏名・略歴につきましては別紙3をご参照ください。）を設置します。

独立委員会は3名以上の委員により構成され、当社社外取締役および外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為等の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならないものとします。

#### **(6) 大規模買付者に対する対応方針**

##### **i 大規模買付者が本プランを遵守した場合**

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為等に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合ないし、株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害しないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為等に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ii 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

**(7) 対抗措置の具体的内容**

上記（５）により、取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律および当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為等の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為等が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙４に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けます。

なお、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、または、②大規模買付行為等による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為等に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（i）大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告に基づき、または勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### **４．株主・投資家に与える影響等**

##### **（１）本プランが株主・投資家に与える影響等**

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

##### **（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等**

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合または、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為等に対し、会社法その他の法律および当社定款により認められ

ている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについては今後新株予約権の発行登録を予定しており、新株予約権の概要については別紙4記載のとおりです。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当ての基準日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.（6）に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当ての基準日における株主名簿に登録された株主の皆様の新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日まで、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

## 5. 本プランの継続の決定の経緯と有効期限等

本プランは、2016年4月8日開催の取締役会においてその導入を決議し、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会において株主様のご承認をいただきました。その後は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会、2022年6月29日開催の第67回定時株主総会において、その一部を変更・修正の上、継続することについて株主の皆様にご承認をいただきましたが、本プランは、本定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間が満了となります。

当社では、本プランの導入後も、買収への対応方針に関係する法令、裁判例、実務での運用実態および企業社会の状況を踏まえつつ、長期的に、当社グループの企業価値（お客様、お取引先、従業員、地域社会等の各利益を含みます。）を向上させ、当社株主の皆様方の共同利益を確保するという観点から、その継続の是非および内容変更の要否について検討してまいりましたが、その結果、本日開催の取締役会において、従来のプラン内容を一部改訂し、「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方



針)」として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただくことを条件に本プランを継続することを、出席した取締役全員の一致で決議しました。

なお、当社取締役監査等委員全員は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

本プランの継続について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、その有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、かかる有効期間前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

## 6. 本プランの合理性

### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方、東京証券取引所が2021年6月11日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の趣旨にも沿った内容になっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3にて記載したとおり、大規模買付行為等がなされた際に、大規模買付行為等に応じべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会で株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、本プランを継続するものです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、別紙2「独立委員会の概要」にあるとおり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

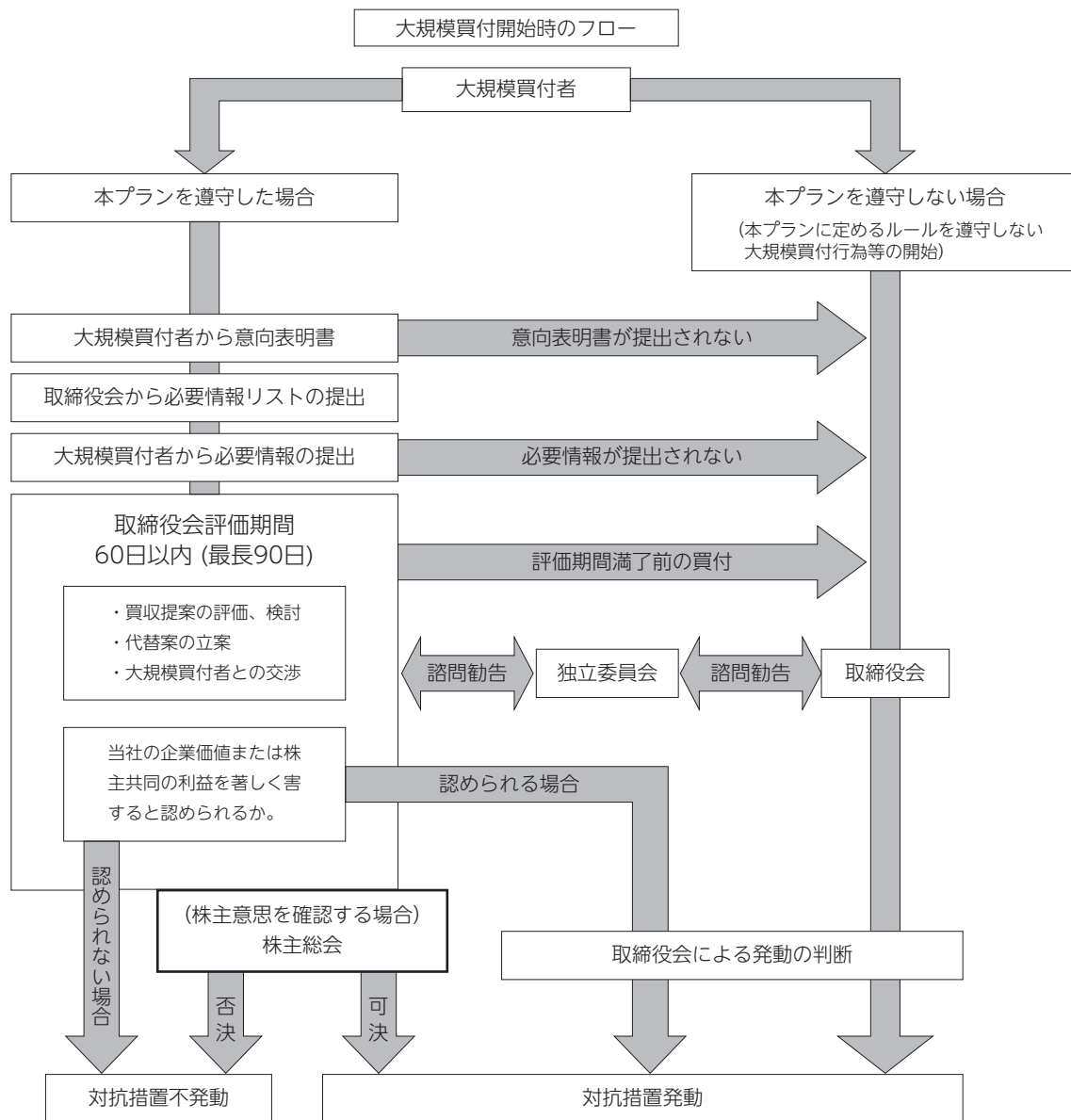
ように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### (6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記5にて記載したとおり、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

【本プランについてのフローチャート】





別紙 1

## 大株主の状況（2025年3月31日）

| 氏名または名称        | 所有株式数（千株） | 発行済株式数に対する<br>所有株式数の割合（%） |
|----------------|-----------|---------------------------|
| 和田 正行          | 246       | 16.91                     |
| 永大化工株式会社       | 149       | 10.27                     |
| 永大化工共栄会        | 132       | 9.08                      |
| 遠山 和子          | 43        | 2.95                      |
| 加貫 るり子         | 41        | 2.81                      |
| 大阪中小企業投資育成株式会社 | 39        | 2.68                      |
| 水元 公仁          | 38        | 2.64                      |
| 星和電機株式会社       | 32        | 2.22                      |
| 和田 和子          | 32        | 2.21                      |
| 日本生命保険相互会社     | 28        | 1.92                      |

- （注） 1. 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。  
2. 発行済株式の総数1,460,000株に対する持株数の比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

以 上

## 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社社外取締役および外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値および当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動
  - ② 買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
  - ③ 前二号に準じる重要な事項
  - ④ その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会の委員の氏名および略歴

- ・ 藪本 憲靖（やぶもと のりやす）  
略歴 1947年2月 生まれ  
1970年4月 近畿コカ・コーラボトリング株式会社入社  
2006年3月 三笠コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役専務執行役員  
三笠ビバレッジサービス株式会社代表取締役社長  
2008年2月 同社退社  
2014年6月 当社社外取締役就任  
2019年6月 当社社外取締役監査等委員就任（現任）
- ・ 渡邊 徹（わたなべ とおる）  
略歴 1966年2月 生まれ  
1991年3月 京都大学法学部卒業  
1991年4月 最高裁判所司法研修所入所  
1993年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）  
1998年1月 北浜法律事務所パートナー就任  
2020年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員就任（現任）
- ・ 平塚 博路（ひらつか ひろみち）  
略歴 1967年7月 生まれ  
1997年4月 中央監査法人京都事務所（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所  
1999年5月 公認会計士登録  
2002年7月 平塚公認会計士事務所開設（現任）  
2008年7月 霞が関監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所社員就任  
2013年10月 太陽A S G有限責任監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所パートナー就任  
2017年4月 仰星監査法人入所パートナー就任（現任）

以 上

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

### 2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

### 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

### 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者および本日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議にしたがい、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。この場合における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

## 12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号

J R天王寺駅東口

都シティ 大阪天王寺 (旧：天王寺都ホテル) 5階 高取の間

電 話 06 (6628) 3200

